

仕 様 書

受注者は、この仕様書に基づき、標記修繕について、誠実に遺漏のないよう実施しなければならない。

- 1 修繕の名称 上下水道局本庁舎外部鉄階段塗装修繕
- 2 履行場所 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局本庁舎屋上
- 3 履行期間 契約締結日の翌日より30日間
- 4 仕様

(1) 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」による。

(2) 個別事項

盛岡市上下水道局本庁舎の屋上に設置している外部鉄階段について、塗装を行うものであり、本仕様書に定めるところに従い実施するものとする。

主な仕様は、以下のとおりとする。

- ・ケレン清掃（RB種） 143.4㎡（施工箇所は別図のとおり）
- ・錆止め（エポキシ系） 143.4㎡（施工箇所は別図のとおり）
- ・ウレタン樹脂塗装（2回塗り） 143.4㎡（施工箇所は別図のとおり）
- ・仮設足場架け払い（ビケ足場2ヶ所） 1式
- ・運搬（2t車） 1式
- ・荷揚げ、荷降ろし用クレーン（13t） 1式

5 監理

- (1) 施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等の物とする場合は、市担当者の承諾を受けること。
- (3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うこと。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けること。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。
- (6) 発生の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故発生時は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (8) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。ただし、軽微な事項については、発注者の指示によることとする。

6 主な提出書類

- (1) 業務完了報告書
- (2) 施工写真（施工前・施工中・施工後）